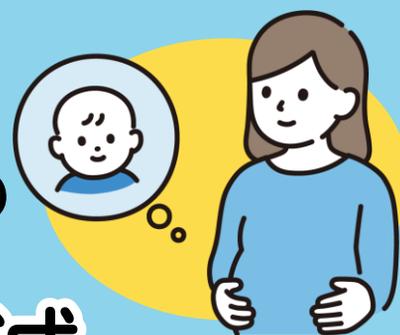


産前産後期間の



国民健康保険税が軽減されます

○対象となる方

令和5年11月以降に出産予定・出産した国民健康保険者の方

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます（死産、流産、早産を含む）。

○国民健康保険税が軽減される対象・期間

国民健康保険税のうち、出産する（した）被保険者の所得割額、均等割額について出産（予定）月の前月から4か月相当分が軽減されます。多胎妊娠の場合は、出産（予定）月の3か月前から6か月相当分となります。

| 対象期間 | 3か月前 | 2か月前 | 1か月前 | 出産（予定）月 | 1か月後 | 2か月後 | 3か月後 |
|----------|------|------|------|---------|------|------|------|
| 単胎妊娠（出産） | | | | ★ | | | |
| 多胎妊娠（出産） | | | | ★ | | | |

※令和5年度については、上記対象期間のうち令和6年1月以降の期間が対象となります。

○申請に必要な書類

- ・産前産後期間に係る保険税軽減届出書
（町ホームページまたは役場窓口で取得してください。）
- ・母子手帳などの出産予定日や妊娠の状態が確認できるもの
- ・届出者の本人確認書類と国民健康保険証

問合せ先

三朝町役場 町民課税務係 Tel 0858-43-3505
窓口受付時間 午前8時30分～午後5時15分
（土日祝・年末年始を除く）

出産予定日の
6か月前から
届出できます。